

下諏訪町長選挙 下諏訪町議会議員補欠選挙

～大切なあなたの一票を忘れずに～

投票日 **11月20日(日)** 投票時間 **午前7時～午後8時**

広報

No.644

小ねくもきりつと
光る美しいまち

発行 下諏訪町
編集 総務課
情報防災係

〒393-8501
長野県諏訪郡下諏訪町4613-8
☎ 0266-27-1111
FAX 0266-28-1070
下諏訪町ホームページアドレス
<http://www.town.shimosuwa.lg.jp>
E-mail=jyoho@town.shimosuwa.lg.jp

投票のできる人

- 投票のできる人は、次のとおりです。
- ◇日本国民であること。
 - ◇満18歳以上であること。
 - (平成10年11月21日までに生まれた人)
 - ◇引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住所のあること。
 - (平成28年8月14日までに転入届をした人)
 - ※投票日までに他市町村に転出した人は投票できません。

投票の方法

下諏訪町長選挙の投票用紙には、候補者の氏名が印刷されています。投票しようとする候補者の氏名の上の「○をつける欄」に、備えてある○印のゴム印を押してください。
[投票用紙見本]

		○をつける欄	氏名の上の○をつける欄に○印をおすこと。	注意
☆	◇	候	一投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○印をおすこと。	注意
☆	◇	補		
☆	◇	者		
☆	◇	氏		
☆	◇	名		

※下諏訪町長選挙の期日前・不在者投票及び下諏訪町議会議員補欠選挙の投票は、投票用紙に候補者の氏名を記入する方法で行われます。

投票するとき

投票できる時間は、午前7時から午後8時までです。入場券に記載された投票所へ、入場券を持ってお出かけください。万一、入場券を紛失されても投票できます。また、各投票所では、投票に支障がある方にも安心して投票ができるよう、投票所の係員が対応いたしますのでお申出ください。



期日前投票

- 投票日の当日、次の事由に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。
- ◇期日前投票のできる事由
 - ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある場合
 - ・旅行や用事などで出かける場合
 - ・病気や出産、身体の障害などのために歩行が困難な場合
 - ◇期日前投票の期間、場所
 - ・期間：11月16日(水)～11月19日(土)
 - ・時間：午前8時30分～午後8時
 - ・場所：下諏訪総合文化センター 1階ロビー
 - ◇期日前投票の方法
 - 入場券裏面の宣誓書を記入し、期日前投票所に持参の上、係員の指示に従って投票してください。(印鑑は不要です)

不在者投票

- 仕事や用務などで町外に滞在中の場合、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。また、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院または入所中の人は、施設内で不在者投票ができます。投票用紙等は、請求書に必要な事項を記入のうえ、選挙管理委員会に請求してください。
- ◇郵便等による不在者投票
 - 身体に一定の障害のある人や要介護状態区分が要介護5の人は、郵便等による不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。
 - ※不在者投票期間が11月16日(水)～11月19日(土)と非常に短いことから、投票用紙等の請求はお早めをお願いします。(告示日(11月15日)以前でも請求ができます)

選挙公報

選挙時に選挙管理委員会が発行する候補者の氏名、経歴、政見などが記載された選挙公報を、投票日の2日前までに町内会長を通じて各世帯に配布します。

町内会からの文書が届かない方で、郵送による配布を希望される方は、選挙管理委員会まで電話でお申込みください。

明るい選挙は、わたしたち一人ひとりの手で

選挙運動ができるのは、原則として、立候補届出が済んだときから投票日の前日までです。

公正な選挙を行うためには、一定のルールに従って選挙運動が行われるようにする必要があり、公職選挙法でいくつかの制限が加えられています。

候補者、運動員、有権者の区別を問わず、すべての人に対して「禁止されている選挙運動」にスポットをあててみました。次の行為は違反となりますので、十分注意しましょう。

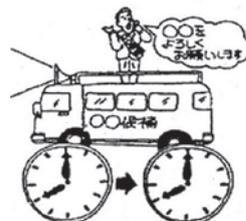
飲食物の提供



特定の候補者の選挙運動に関して、飲食物を提供することは、それがいかなる名目であっても禁止されています。たとえば、

- ① 候補者が、選挙運動員の慰労のために酒やビールを提供すること。
- ② 第三者が、いわゆる陣中見舞いとして、候補者や選挙運動員に酒や料理を提供すること。などの行為は禁止されています。

連呼行為



選挙運動のために「〇〇さんに投票をお願いします」など、一定の文句を連呼する行為は、原則として禁止されています。

ただし、個人演説会場や街頭演説の場所で行う場合、午前8時から午後8時までの間、選挙運動のために使用する自動車の上で連呼することは認められています。

このような選挙運動は違反です

戸別訪問



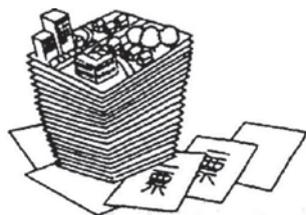
有権者の家を訪ねて、投票を依頼したり、又は投票させないように依頼するような行為は、「戸別訪問」として、すべて禁止されています。

氣勢を張る行為



有権者の注目を集めるために自動車を何台も連ね又は隊列を組んで往来する等により、氣勢を張る行為は禁止されています。

署名運動



ある特定の候補者のために、投票依頼の署名を集めることはもちろん、「〇〇さんに投票しない」という趣旨の署名を集めることもできません。

街頭で署名を集めたり、署名簿を回覧したり、その他方法のいかなを問わず、選挙に関する署名は禁止されています。

地位利用



国又は地方公共団体の事務又は業務に従事する者は、一般職、特別職の公務員はもちろんのこと、非常勤の特別職（嘱託長、嘱託長代理、嘱託員、各種委員会・審議会委員等）であっても職務上の地位を利用しての選挙運動は禁止されています。

■問い合わせ 下諏訪町選挙管理委員会事務局（下諏訪町役場内） 電話27-1111（内線725・755）